

産業建設常任委員会視察報告書

1 視察日、視察先、視察内容

令和2年1月23日（木） 香川県広域水道企業団
水道事業の広域化について

2 参加委員 中村博行委員長、藤岡修美副委員長、岡山明委員

高松秀樹委員、恒松恵子委員、宮本政志委員、森山喜久委員

3 報告事項

(1) 視察目的

人口減少による給水収益の減少や施設の老朽化による更新需要の拡大に対応するため、本市と宇部市の水道局は水道事業広域化について検討を進めているが、8市8町で水道事業広域化を実施した香川県の取組を本市の参考にしたい。

(2) 香川県の状況

香川県内各市町の水道事業の課題である香川用水の取水制限の頻発化、また全国の水道事業の共通課題である人口減少による給水収益の減少や施設の老朽化による更新需要の拡大、施設の耐震化等に対応するため、県内水道事業の広域化に取り組んだ。

(ア) 香川県における水道広域化の検討経緯

平成20年 県及び市町水道担当者による水道広域化勉強会開始
平成21年 トップ政談会において水道広域化が話題となる
平成22年 香川県水道広域化専門委員会の設置
平成23年 香川県水道広域化協議会の設置（知事及び8市9町長）
平成25年 香川県広域水道事業体検討協議会の設置
平成27年 香川県広域水道事業体設立準備協議会（法定協議会）設置
平成29年 県及び8市8町が「香川県水道広域化基本計画」に合意、
基本協定を締結（8月）、香川県広域水道企業団設立（11月）
平成30年 香川県広域水道企業団 事業開始

(イ) 香川県水道広域化基本計画の概要

【組織体制】

- ・組織形態は企業団
- ・設立時の企業長・副企業長は、構成団体の首長から選任
- ・企業団議会（議員定数 27 人）を置き、議員は構成団体議員から選出
- ・管理運営上の重要事項を協議するため 構成団体首長を委員とする 運営協議会を設置
- ・設置当初は構成団体から企業団へ職員を派遣するが、順次、身分移管や企業団での新規採用を実施

【財務運営】

- ・令和 9 年度までは、旧事業体ごとの区分経理を行い、費用と収益のバランスを確認しながら水道料金を設定
- ・区分経理終了時に、内部留保資金を料金収入の 50%程度、企業債残高を料金収入の 3.5 倍以内となるよう運営
- ・区分経理期間中は、平均改定率 10%を超える料金改定を回避するため、一般会計から繰出を実施

【施設整備】

- ・事業基盤を強化し、広域的な水融通等を円滑に行うため「広域水道施設整備事業」を実施
- ・更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、実施年度の平準化等を踏まえて「経年施設更新事業」を実施
- ・施設能力や配水区域を踏まえて合理性・経済性のある施設は継続運用、一方、整理可能な施設は休廃止し、更新費用を抑制
- ・事業等を着実に実施するため、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用

(3) 考察

香川県広域水道企業団では、財務システム、設計積算・工事検査業務、水質検査計画等の統一を既に実施し、旧事業体単位で事務所を設置し、区分経理を実施している。令和 2 年度から事務所を県内 5 カ所の事務所に集約し、料金や給水工事システムまた検針・調定・収納の取扱等の統一を行い、入札・契約制度の統一を実施に取り組む予定である。また、令和 10 年度からは、旧事業体ごとの財務基盤（内部留保資金・企業債残高）を一定基準に調整し、区分経理を終了し、水道料金等の統一に取

り組む予定であり、まだまだ事務統合が完了するまでは、時間を要する。

しかしながら、広域化の効果として、計画的・効率的な施設整備による更新費用削減、業務の共同化や事業規模拡大による効率的な人員配置や人材育成、水源の一元管理や管理体制の充実による安全な水道水の安定供給、組織規模の拡大による災害時の危機管理体制の強化、利便性の充実等、広域化により、運営基盤の強化や住民サービス水準の向上を図ることが期待されており、本市と宇部市の水道事業広域化についても同様の効果が期待される。